

# 発明専利出願優先審査管理弁法

2012年8月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 「発明専利出願優先審査管理弁法」(第 65 号)

### 第六十五号

「発明専利出願優先審査管理弁法」は、局務会議において審議を受けて採択されたため、ここに公布し、2012年8月1日より施行する。

局長 田力普  
二〇一二年六月十九日

### 発明専利出願優先審査管理弁法

**第一条** 産業構造の最適化とグレードアップを促進し、国家知的財産権戦略の実施を推進し、革新型国家の建設を加速させるために、「中華人民共和国専利法」及び「中華人民共和国専利法実施細則」の関連規定に基づいて、本弁法を制定する。

**第二条** 国家知識産権局は、出願人からの申立に応じて、要件に適合している発明専利出願の審査を優先し、優先審査申立に関する承諾を得た日から起算して一年以内にこれを終了させる。

**第三条** 国家知識産権局が他の国または地域の専利審査機構と締結した二国間又は多国間協定に準拠して審査を優先するものは、該当の規定に従って対処するものとし、本弁法を適用しない。

**第四条** 審査を優先することができる発明専利出願として下記のものが含まれる。

- (一) 省エネ環境保護、次世代情報技術、バイオ、先端装備製造、新エネルギー、新材料、新エネルギー自動車などの技術分野に関する重要な専利出願
- (二) 低炭素技術、資源節減など「グリーン発展」に寄与する重要な専利出願
- (三) 同一の主題に関して中国で初めて専利出願し、そして他の国や地域にも出願する当該中国における初出願
- (四) 国家利益又は公共の利益にとって重大な意義を有するその他の優先審査が必要な専利出願

**第五条** 発明専利出願に対して優先審査を行なう件数については、国家知識産権局が異なる専門技術分野の審査能力、前年度の専利許可件数及び本年度の審査待ち件数などに基づいて確定する。

**第六条** 優先審査を申立てる発明専利出願は、電子出願でなければならない。

実体審査プロセスを開始していない発明専利出願について優先審査を申立てる場合は、出願人は実体審査プロセスを開始しなければならない。

**第七条** 出願人は優先審査手続きを行うには、下記の資料を提出しなければならない。

(一)省・自治区・直轄市知識産権局が審査し、コメントを記入して公印を捺印した「発明専利出願優先審査申立書」

(二)専利検索要件を備える機構が発行した所定の様式に適合する検索報告書、又は他の国若しくは地域の専利審査機構が発行した検索報告書、審査結果及びその中国語訳文

**第八条** 第七条(二)号に言う専利検索要件とは、下記のことを指す。

(一)「専利審査指南」に定めた検索用専利文献及び非専利文献を使用して検索する要件を備えること

(二)検索担当者は専門の技術的バックグラウンドを持ち、専利実務に関する教育及び検索に関する教育を受けたこと

(三)対応する専門の技術的分野の検索担当者によって、「専利審査指南」の関連要求に従い、優先審査を申立てられた発明専利出願について検索を行うことができること

**第九条** 国家知識産権局は、優先審査申立の受理と確認を実施し、確認の結果を出願人に遅滞なく通達するものとする。

**第十条** 優先審査に関する承諾を得た発明専利出願について、国家知識産権局は遅滞なくこれを処理し、優先審査申立に関して承諾日から起算して30営業日以内に第一回拒絶理由通知書を送付するものとする。

**第十一条** 審査を優先された発明専利出願に関して、出願人はなるべく早期に回答又は補正を行わなければならない。出願人による拒絶理由通知書の回答期間は2ヶ月とする。出願人の回答が遅れた場合、国家知識産権局は優先審査を中止して、一般出願として扱うものとする。

**第十二条** 本弁法の解釈については、国家知識産権局が責任を持つ。

**第十三条** 本弁法は2012年8月1日より施行する。

12-06-21

出所：

国家知識産権局ホームページ2012年6月21日付けを基にJETRO北京事務所にて日本語仮訳を作成。

[http://www.sipo.gov.cn/zwgs/ling/201206/t20120621\\_712805.html](http://www.sipo.gov.cn/zwgs/ling/201206/t20120621_712805.html)